

佐賀県規則第41号

佐賀県歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県歯科技工士法施行細則（昭和57年佐賀県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この細則は、歯科技工士法(昭和30年法律第168号。以下「法」という。)、<u>歯科技工士法施行令(昭和30年政令第228号。以下「政令」という。)</u>及び歯科技工士法施行規則(昭和30年厚生省令第23号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（合格証書）</p> <p>第2条 <u>省令第9条に規定する歯科技工士国家試験合格証書は、様式第1号によるものとする。</u></p> <p>（合格証明書の交付）</p> <p>第3条 <u>省令第10条の規定により合格証明書の交付を申請しようとする者は、歯科技工士国家試験合格証明書交付申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>（書類の経由）</p> <p>第7条 <u>第3条の規定により知事に提出する申請書及び法第6条第3項の規定による届出は、保健福祉事務所長を経由しなければならない。ただし、住所が県外にある者は、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この細則は、歯科技工士法(昭和30年法律第168号。以下「法」という。)及び歯科技工士法施行規則(昭和30年厚生省令第23号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条及び第3条 削除</p> <p>（書類の経由）</p> <p>第7条 法第6条第3項の規定による届出は、保健福祉事務所長を経由しなければならない。ただし、住所が県外にある者は、この限りでない。</p> <p>2 略</p>

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号及び様式第2号 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。